

15 経営第 3483 号
平成 15 年 10 月 1 日
一部改正：平成 16 年 3 月 31 日
一部改正：平成 18 年 3 月 31 日
一部改正：平成 21 年 6 月 26 日

独立行政法人農業者年金基金理事長 殿

農林水産事務次官

独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い

独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成 15 年農林水産省令第 100 号。以下「業務・財会省令」という。)第 17 条及び第 18 条の農林水産大臣が定める方法等について、下記のとおり定められたので、御了知の上、その適切な実施を図られたい。

また、「農業者年金基金の財政運営に係る取扱いについて」(平成 14 年 3 月 20 日付け 13 経営第 6785 号農林水産大臣通知)は廃止されたので、併せて御了知願います。

以上、命により通知する。

記

第 1 目的

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)の行う業務について、業務・財会省令第 17 条及び第 18 条により農林水産大臣が定めて通知することとされた事項その他独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 19 条に規定された財政の均衡を保つために遵守すべき財政運営に係る取扱いについて定めるものとする。

第 2 経理間の資金の繰入れについて

1 特例付加年金被保険者経理から特例付加年金受給権者経理への繰入れ

業務・財会省令第 16 条第 1 項に規定する特例申出者が特例付加年金の受給権を有することとなった場合は、業務・財会省令第 17 条第 3 号の規定により、特例付加年金被保険者経理における①その者に係る国庫補助及びその運用収入の総額に、②その者に係る調整準備金の額として第 4 の 3 の (2) のアにより算定された額を加えた合計額を、特例付加年金受給権者経理へ繰り入れることとする。

2 農業者老齢年金被保険者経理から農業者老齢年金受給権者経理への繰入れ

業務・財会省令第 16 条第 2 項に規定する被保険者等が農業者老齢年金の受給権を有することとなった場合は、業務・財会省令第 17 条第 4 号の規定により、農業者老齢年金被保険者経理における①その者に係る保険料納付済額及びその運用収入の総額に、②その者に係る調整準備金の額として第 4 の 3 の (2) のイに

より算定された額を加えた合計額を、農業者老齢年金受給権者経理へ繰り入れることとする。

3 農業者老齢年金被保険者経理における死亡一時金の支給に伴う農業者老齢年金受給権者経理への繰入れ

被保険者等が死亡した場合は、業務・財省令第 17 条第 5 号の規定により、農業者老齢年金被保険者経理における①その者の保険料納付済額及びその運用収入の総額から遺族等に支給される死亡一時金の額を差し引いた額に、②その者に係る調整準備金の額として第 4 の 3 の (2) のウにより算定された額を加えた合計額を、農業者老齢年金受給権者経理へ繰り入れることとする。

第 3 被保険者経理における運用損益の付利方法について

1 決算時点における付利

決算時点においては、年度末における被保険者経理の当該年度の運用収入の額から、第 4 の 2 の (1) の当該年度における付利準備金への繰入額、同 3 の (1) の当該年度における調整準備金への繰入額等を優先的に加減し、その残額（第 4 の 2 の (2) において「付利原資額」という。）を当該年度末において当該年度の運用の対象となった個人の積立額（当該個人に係る前年度末における国庫補助及びその運用収入の総額に当該年度中に交付された国庫補助額を加算した額又は前年度末における保険料及びその運用収入の総額に当該年度中に納付された保険料を加算した額。）の平均額（当該年度中の各月において運用した個人の積立額を合算して十二で除して得られた額。以下「平均残高」という。）に応じて、特例申出者又は被保険者等に付利することとする。

2 給付事由発生時点における付利

受給権又は死亡一時金給付事由が発生した場合には、1 の付利方法に準じ、給付事由が発生した特例申出者又は被保険者等に係る給付事由の発生した日の属する月の末日（年金又は死亡一時金の裁定の日の属する月の末日が給付事由の発生した日の属する月の末日と一致しない場合（被保険者等が 65 歳に達したため農業者老齢年金の給付事由が発生した場合を除く。）においては、裁定の日（その日が被保険者等が 65 歳に達した日以後である場合においては、65 歳に達した日）の属する月の末日。以下「給付事由発生時点」という。）までの平均残高に、当該年度の期待収益率等を勘案して基金が定める率を乗じた額を、当該特例申出者又は被保険者等に付利することとする。

さらに、法第 28 条又は第 31 条の規定により農業者老齢年金又は特例付加年金の受給権（以下「65 歳に達した際の受給権」という。）が発生した特例申出者又は被保険者等に係る給付事由発生時点における付利された額の総額（上記付利を含む。以下同じ。）がマイナスとなる場合には、付利された額の総額に加算してゼロになる額分を、当該特例申出者又は被保険者等に付利することとする。

3 その他

特例付加年金被保険者経理及び農業者老齢年金被保険者経理における資産の運用は合同で行うこととし、付利する利率は一致させることとする。

第 4 給付準備金について

1 給付原資準備金について

給付原資準備金として積み立てる額の算定（業務・財省令第 18 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣が定めて基金に通知する算定方法）

- (1) 被保険者経理における給付原資準備金
 翌事業年度以降の年金及び死亡一時金の給付のために必要とされる額として、次により算定した額とする。
- ア 特例付加年金被保険者経理の給付原資準備金の額
 年度末における特例申出者に係る国庫補助及びその運用収入の額の総額の合計額
- イ 農業者老齢年金被保険者経理の給付原資準備金の額
 年度末における被保険者等に係る保険料及びその運用収入の額の総額の合計額
- (2) 受給権者経理における給付原資準備金
 翌事業年度以降の年金及び死亡一時金の給付のために必要とされる額として、年度末時点の債務である年金額の総額を基に、将来の支払時期ごとの支給額を、年度末時点の市中金利により割り引いて求めた現在価値の合計額とする。
- 2 付利準備金について
- (1) 付利準備金の積立てのための繰入額の算定（業務・財省令第18条第1項第2号の農林水産大臣が定めて基金に通知する算定方法）
- ア 決算時点における算定
 一定以上の運用実績を確保した事業年度にあつては、決算時点における平均残高の合計額に、今後予想される運用成績と付利準備金への繰入れに伴う被保険者等の負担の程度等を勘案して、あらかじめ運用実績に応じて定める付利準備金繰入率を乗じて算定した額を、付利準備金に繰り入れるものとする。
- イ 給付事由発生時点における算定
 年金給付の受給権又は死亡一時金給付事由が発生した場合には、給付事由が発生した特例申出者又は被保険者等に係る給付事由発生時点の平均残高に、当該年度に期待される収益率に応じたアの付利準備金繰入率を乗じて算定した額を、付利準備金に繰り入れるものとする。
- (2) 付利準備金の取崩し（業務・財省令第18条第3項に規定する農林水産大臣が定めて基金に通知する方法）
- ア 65歳に達した際の受給権が発生した特例申出者又は被保険者等に係る付利された額の総額がマイナスとなる場合、付利された額の総額に加算してゼロになる額分を取り崩すものとする。
- イ 決算時点において付利原資額がマイナスになった場合に、付利原資額に加算してゼロになる額から翌事業年度以降にアにより取崩すことが見込まれる額等を除いた額（以下「付利原資補てん額」という。）の分を取り崩すものとする。ただし、付利原資補てん額が前年度末の付利準備金の額に(1)のイにより繰入れられた額を加えた額から当該年度に実施されたアによる取崩しの額を除いた額を超える場合は、前年度末の付利準備金の額に(1)のイにより繰入れられた額を加えた額から当該年度に実施されたアによる取崩しの額を除いた額とする。
- (3) 繰入率の策定及び見直し
 (1) のアの付利準備金繰入率は基金において定めることとし、運用実績が良好に推移し必要な水準が確保された場合、運用実績が著しく悪化し必要な水準を確保することが困難な場合その他見直すべき事由が生じた場合は、繰入率の

見直しを行うものとする。

このため、基金は、毎事業年度、第4の2の(2)のアの規定による取崩しに必要な付利準備金の額の確保に関する検証を行うこととする。

3 調整準備金について

- (1) 被保険者経理の調整準備金の積立てのための繰入額の算定（業務・財令省令第18条第1項第3号の農林水産大臣が定めて基金に通知する算定方法）

ア 決算時点における算定

一定以上の運用実績を確保した事業年度にあつては、決算時点における平均残高の合計額に、年金裁定時の予定利率と市中金利の乖離により給付原資の過不足が生じ得ること及び調整準備金への繰入れに伴う被保険者等の負担の程度等を勘案して、あらかじめ運用実績に応じて定める調整準備金繰入率を乗じて算定した額を、調整準備金に繰り入れるものとする。

イ 給付事由発生時点における算定

年金給付の受給権又は死亡一時金給付事由が発生した場合には、給付事由が発生した特例申出者又は被保険者等に係る給付事由発生時点の平均残高に、当該年度に期待される収益率に応じたアの調整準備金繰入率を乗じて算定した額を、調整準備金に繰り入れるものとする。

- (2) 被保険者経理の調整準備金から受給権者経理の調整準備金への繰入額の算定
年金給付の受給権又は死亡一時金を給付すべき事由が発生した場合は、受給権者経理に繰り入れるため、受給権が発生又は給付すべき事由が発生した給付の種類に応じて次に定める方法により算定した給付事由発生時点における額を被保険者経理の調整準備金から取り崩す。

ア 特例付加年金における第2の1の②の額の算定方法（業務・財令省令第17条第3号の農林水産大臣が定めて基金に通知する算定方法）

前年度末における調整準備金の額に、特例付加年金の受給権を有することとなった者に係る前年度末における国庫補助及びその運用収入の総額を前年度末における特例申出者に係る国庫補助及びその運用収入の総額の合計額で除して得た率を乗じて得られる額に、その者に係る(1)のイの額を加えた額とする。

イ 農業者老齢年金における第2の2の②の額の算定方法（業務・財令省令第17条第4号の農林水産大臣が定めて基金に通知する算定方法）

前年度末における調整準備金の額に、農業者老齢年金の受給権を有することとなった者に係る前年度末における保険料納付済額及びその運用収入の総額を前年度末における保険料納付済額及びその運用収入の総額の合計額で除した率を乗じて得られる額に、その者に係る(1)のイの額を加えた額とする。

ウ 死亡一時金の給付に係る第2の3の②の額の算定方法（業務・財令省令第17条第5号の農林水産大臣が定めて基金に通知する算定方法）

前年度末における調整準備金の額に、死亡した者に係る前年度末における保険料納付済額及びその運用収入の総額を前年度末における保険料納付済額及びその運用収入の総額の合計額で除した率を乗じて得られる額に、その者に係る(1)のイの額を加えた額とする。

- (3) 受給権者経理の調整準備金の取崩し又は繰入れ（業務・財令省令第18条第1項第3号及び第3項に規定する農林水産大臣が定めて基金に通知する方法）

ア 資産の総額から流動負債、給付原資準備金、第2により当年度中に繰り入れられた調整準備金及び前年度末の調整準備金を控除して残余がある場合には、当該残余額を調整準備金として積立てることとする。

イ 資産の総額から流動負債、給付原資準備金、第2により当年度中に繰り入れられた調整準備金及び前年度末の調整準備金を控除して不足がある場合には調整準備金を取り崩してこれに充て、なお、不足がある場合には翌事業年度にこれを繰り越すこととする。

(4) 繰入率の策定及び見直し

(1)のアの調整準備金繰入率は基金において定めることとし、受給権者経理における調整準備金として必要な水準が確保された場合その他見直すべき事由が生じた場合は、繰入率の見直しを行うものとする。

第5 支払備金について

決算時点においては、特例付加年金受給権者経理、農業者老齢年金受給権者経理、農業者老齢年金被保険者経理それぞれにおいて、当該事業年度末までの期間に係る給付のうち支払期日が翌事業年度以降であるもの等に充てるべき支払備金を設けることとし、その算定は次のとおりとする。

1 特例付加年金受給権者経理

当該事業年度末までの期間に係る年金給付のうち支払期日が翌事業年度以降にあるもの及び支払期日を経過したが未払いであるものの合計額。

2 農業者老齢年金受給権者経理

当該事業年度末までの期間に係る年金給付及び死亡一時金請求額のうち支払期日が翌事業年度以降にあるもの及び支払期日を経過したが未払いであるものの合計額。

3 農業者老齢年金被保険者経理

当該事業年度末までの期間に係る死亡一時金請求額のうち支払期日が翌事業年度以降にあるもの及び支払期日を経過したが未払いであるものの合計額。

第6 その他

1 収益及び費用の基本的な考え方

収益及び費用の認識は、原則として発生主義によること。したがって、例えば、毎事業年度の末日(2において「基準日」という。)において徴収日が到来していなくても、保険料を徴収する権利が発生した時点でこれを収益と認識し、また、支給日が到来していなくても、給付を行う義務が発生した時点でこれを費用と認識することとする。

2 毎事業年度の財政検証

基金は、当該年度の基準日までの決算に基づき財政運営の健全性に関する検証を行い、必要に応じて財政の健全性を確保するための見直しを行うものとする。

附 則

1 この規定は、平成15年10月1日から施行する。

2 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度の決算においては、この通知をもって廃止した「農業者年金基金の財政運営に係る取扱いについて」(平成14年3月20日付け13経営第6785号。以下「旧財政運営に係る取扱いについて」という。)第3の1、第4の2の(1)のア、第4の2の(2)及び第4の3の(1)のアの規定にかかわらず、決算時点における付利、付利準備金の決算時点の算定、付利準備金の取崩し及び調整準備金の算定は行わないものとする。

- 3 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度の決算における旧財政運営に係る取扱いについて第4の1の(1)のア、第4の1の(1)のイ及び第5の3の規定の適用については、第4の1の(1)のア中「年度末における特例申出者に係る国庫補助及びその運用収入の額の総額の合計額」とあるのは、「前年度末における特例申出者に係る国庫補助及びその運用収入の額の総額の合計額、当年度における特例申出者に係る国庫補助の総額の合計額及び特例付加年金被保険者経理における当年度の運用収入の総額を合算して得られた額から当年度における第3の2の額、第4の2(1)のイの額及び第4の3の(1)のイの額を控除した額に必要な調整を加えた額」と、第4の1の(1)のイ中「年度末における被保険者等に係る保険料及びその運用収入の額の総額の合計額から第5の3の支払備金を控除した額」とあるのは「前年度末における被保険者等に係る保険料及びその運用収入の額の総額の合計額、当年度における被保険者等に係る保険料の総額の合計額及び農業者老齢年金被保険者経理における当年度の運用収入の総額を合算して得られた額から当年度における第3の2の額、第4の2の(1)のイの額、第4の3の(1)のイの額及び第5の3の支払備金を控除した額に必要な調整を加えた額」と、第5の3中「当該年度の死亡一時金請求額の総額に十二分の二を乗じた額」とあるのは「当該年度の死亡一時金請求額の総額に六分の二を乗じた額」とする。
- 4 基金の設立の日を含む最初の事業年度の決算における第3の1、第4の2の(1)のア及び第4の3の(1)のアの適用については、平成15年4月1日から平成15年9月30日までの期間を含めて行うものとする。
- 5 基金の設立の日を含む最初の事業年度における、第3の2、第4の2の(1)のイ及び第4の3の(1)のイの規定の適用については、平成15年4月1日から給付事由発生時点までの期間を対象となる期間とする。
- 6 運用実績が良好に推移し、付利準備金において必要な水準が確保されるまでの間は、第4の2の(2)のイの規定にかかわらず、第4の2の(2)のイの規定による付利準備金の取崩しは、行わないものとする。